

証取法 158 条の 「風説の流布等の禁止」

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード 5

【要約】

有価証券等の相場の変動を図る目的などのために、風説の流布、偽計などの行為をすることは、証券取引法上禁止されている。

証券取引法 158 条がその条文である。

証券取引等監視委員会が過去に告発した事件がいくつか存在する。

風説の流布、偽計等の禁止

有価証券等の相場の変動を図る目的などのために、風説の流布、偽計などの行為をすることは、証券取引法 158 条で禁止されている。

ここでいう風説の流布とは、虚偽又は合理的な根拠のない情報を多数の者に伝達又は伝播することである。これに対して偽計とは、他人を錯誤に陥れるような詐欺的行為のことである。

違反者に対しては 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金という刑罰などが用意されている。

< 関連条文 >

証券取引法 158 条

何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

<過去の事件>

証券取引等監視委員会が過去に告発し、判決の確定した事件としては、つぎのような事件が存在する（なお括弧書きは告発年月日）。

テーエスデー(株)の社長が、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表した事件（H7.6.23）。

特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載した事件（H9.4.17）。

クレスベール・インターナショナル・リミテッドが、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用した事件（H12.3.21）。

(株)東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出した事件（H12.12.4）。

ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した事件（H14.11.29）。

(株)エムティーシーアイは、公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した事件（H14.12.26）。

証券取引等監視委員会のHP（http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_gaiyou.htm）参照。